

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 1日

山口県知事 殿

提出者

住 所 山口県防府市大字西浦888番地1号

氏 名 マツダ株式会社

防府工場長 末廣 誠二

電話番号 0835-29-1111 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します

事業場の名称	マツダ株式会社 防府工場
事業場の所在地	(西浦地区) 山口県防府市大字西浦888番地1号 (中関地区) 山口県防府市大字浜方大浜415番地の8
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	輸送用機械器具製造業、医療業
② 事業の規模	5,457 (億円) ※両地区出荷額の総和
③ 従業員数	4,206 人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「産業廃棄物発生・処理工程」 のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙「廃棄物管理体制図」 のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	PCB汚染物
	排 出 量	64 t	30 t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物発生量削減の年度目標を設定し、各部門が使用原材料削減および廃棄物削減活動を、継続的に実施している。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	PCB汚染物
	排 出 量	80 t	23 t
	(今後実施する予定の取組) 単位生産量あたり廃棄物発生量を前年度より削減し、増産に伴う総廃棄物量の増加が最小限となるよう、これまでの活動を継続して実施する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類ごとに置場整備と表示を行い、ルールの設定・教育により、確実に分別ができるようにしている。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ルールの再教育など、これまでの活動を継続して実施する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2022度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	PCB汚染物
	全処理委託量	64 t	30 t
	優良認定処理業者への処理委託量	64 t	30 t
	再生利用業者への処理委託量	64 t	30 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物を適切に処理でき、かつ再生利用できる業者を選定して、委託契約を締結している。これにより、処理後残渣の発生が最小になるように取り組んでいる。また、処理委託先の現地確認により、適切な処理が継続して行われていることを確認している。		

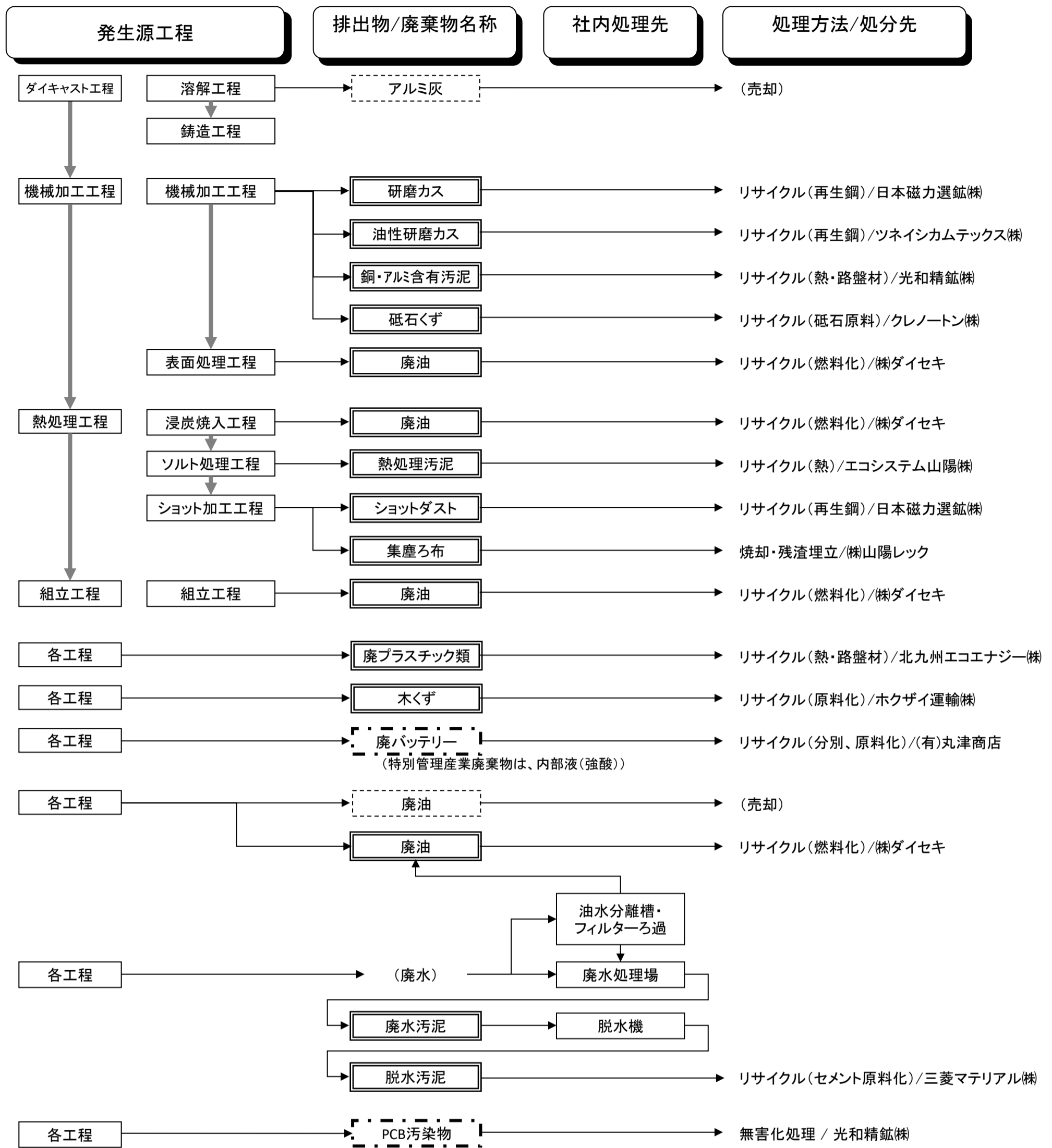
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	PCB汚染物
	全処理委託量	80 t	23 t
	優良認定処理業者への処理委託量	80 t	23 t
	再生利用業者への処理委託量	80 t	23 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組) これまでの活動を継続し、適切な契約締結や、処理委託先の現地確認を行う。新規の委託契約を締結する際は、優良認定処理業者との契約を検討する。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	64 t	
<p>(今後実施する予定の取組) マニフェスト電子化100%とPCB特措法対応を進める。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

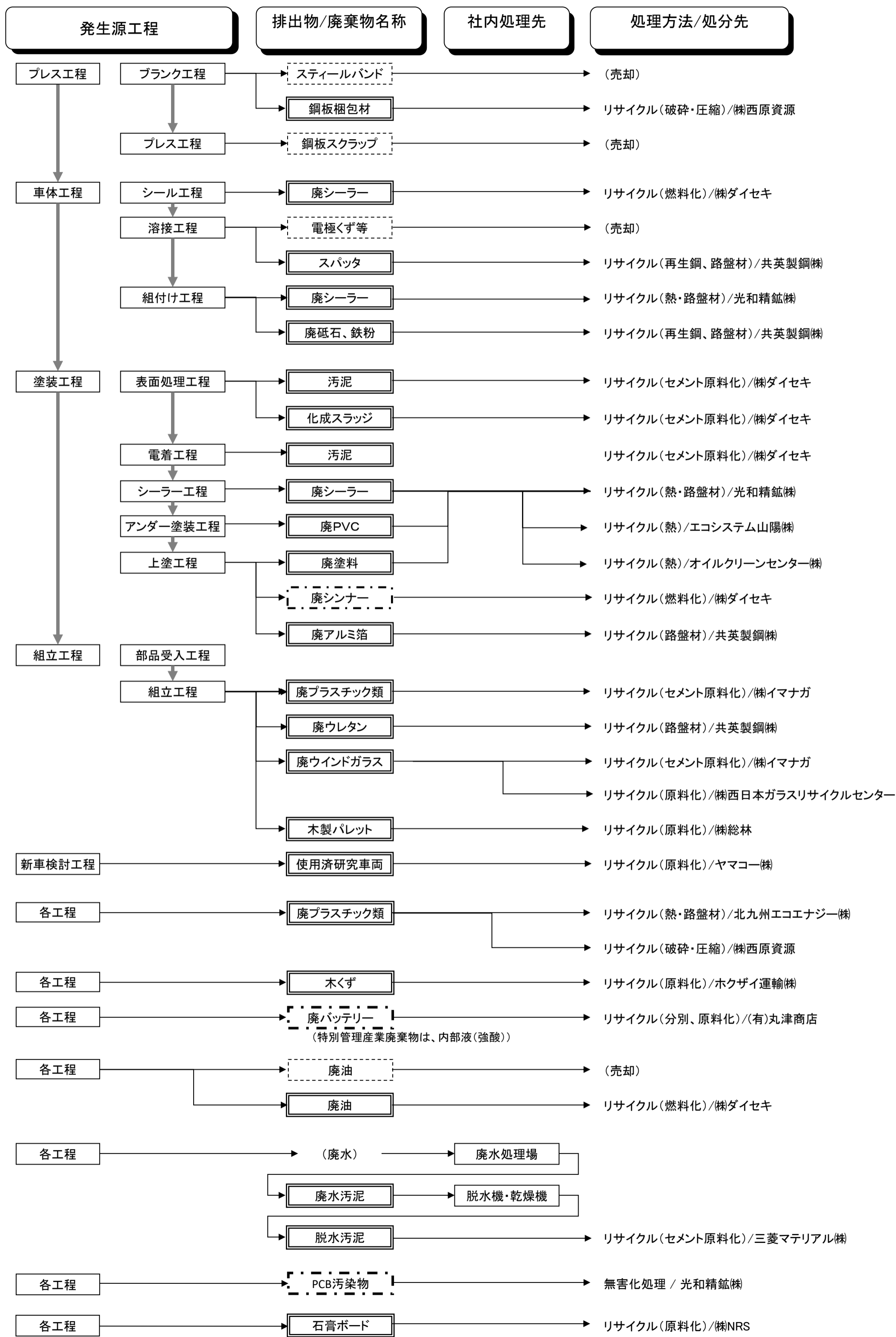
マツダ株式会社防府工場(中関地区) 産業廃棄物発生・処理工程 (2022年度実績)

【凡例】 □: 工程、場所 □: 産業廃棄物 □: 特別管理産業廃棄物 □: 有価物



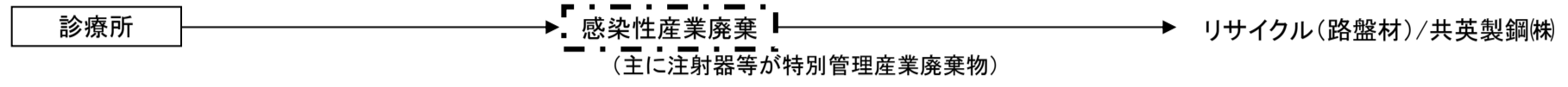
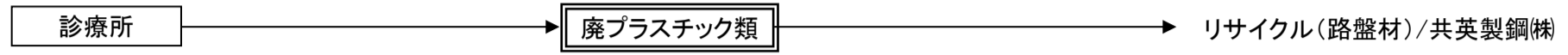
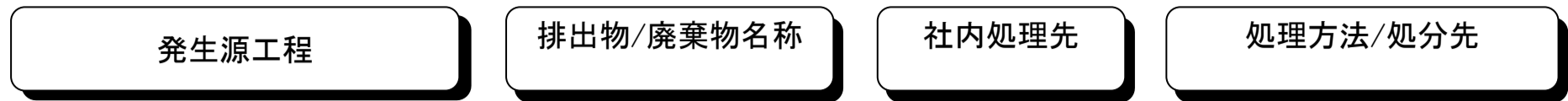
マツダ株式会社防府工場(西浦地区) 産業廃棄物発生・処理工程 (2022年度実績)

【凡例】 □: 工程、場所 □: 産業廃棄物 □: 特別管理産業廃棄物 □: 有価物

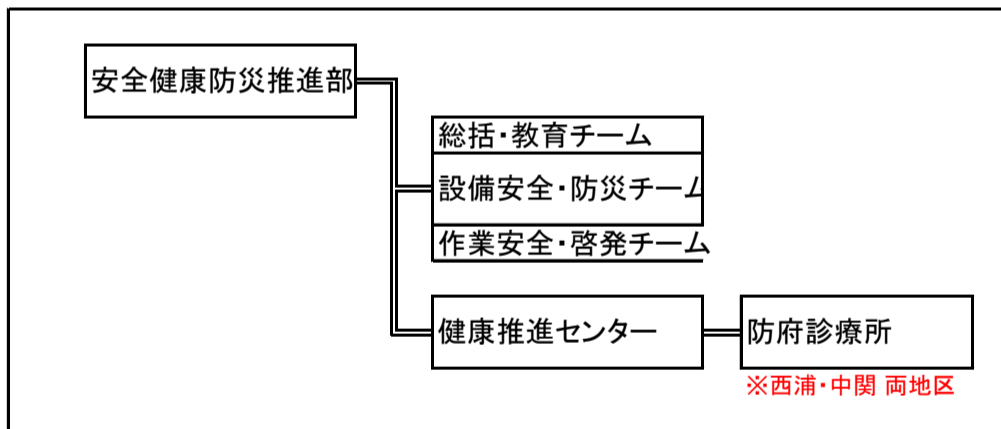
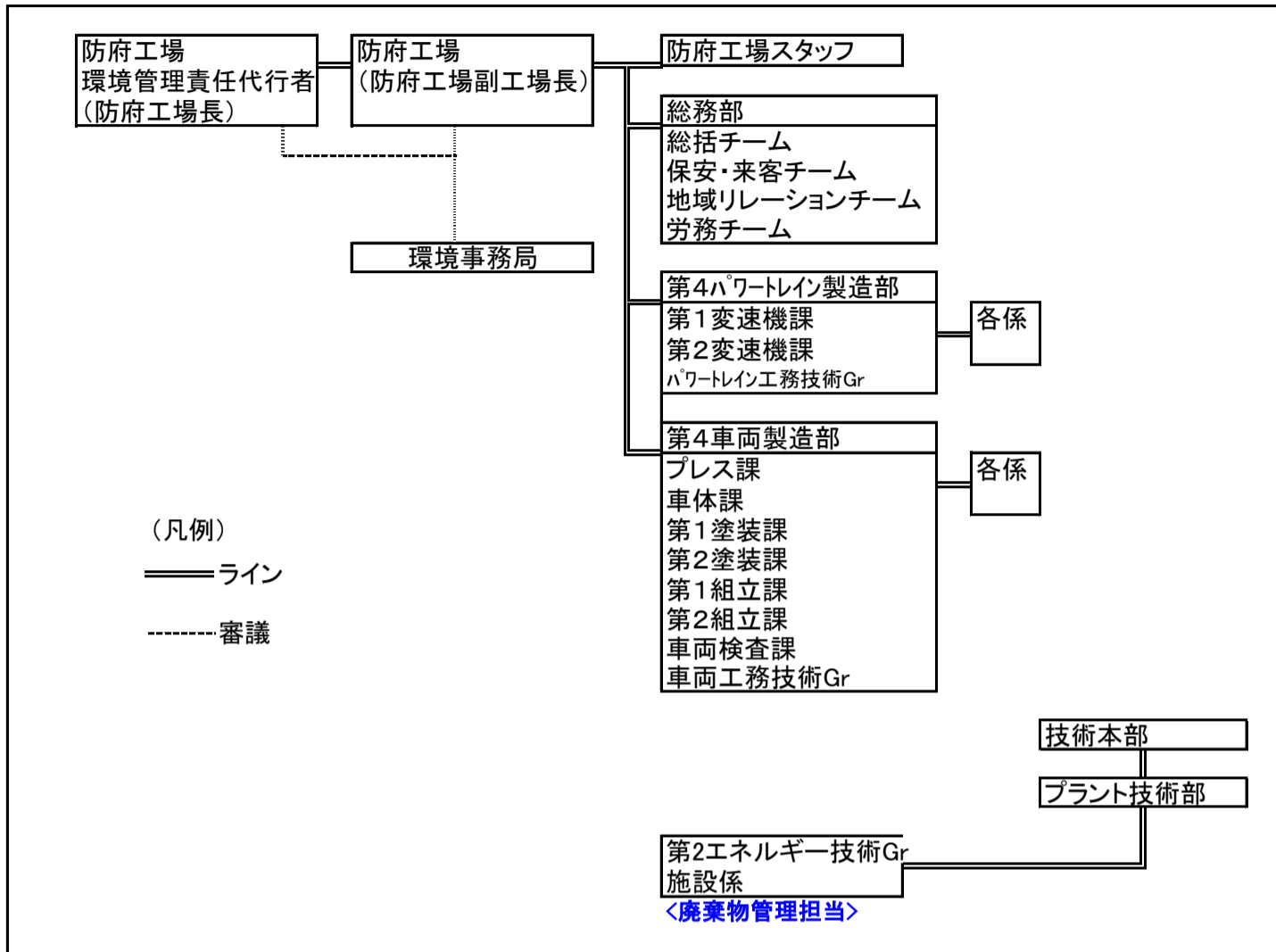


マツダ株式会社防府工場(西浦・中関 両地区 診療所) 産業廃棄物発生・処理工(2022年度実績)

【凡例】 : 工程、場所 : 産業廃棄物 : 特別管理産業廃棄物



(別紙) 廃棄物管理体制図



役割	環境管理責任代行者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 工場廃棄物管理規程の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ ISO14001環境マネジメントシステムに基づく、廃棄物削減の推進 ○ 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項の検討
	各部門	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物削減活動 ○ 発生した廃棄物の適切な分別、保管場所の管理
	廃棄物管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理業者、再生利用業者の調査、選定、管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ その他関連事項

多量排出事業者の特別産業廃棄物処理計画書(補足)(2023年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名称	マツダ株式会社 防府工場	所在地(市町名)	防府市	事業の種類	輸送用機械 器具製造業
------------	--------------	----------	-----	-------	----------------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	64	80									64	80	64	80	64	80				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	感染性産業廃棄物																				
	PCB																				
	PCB汚染物	30	23									30	23	30	23	30	23				
	PCB処理物																				
	廃石棉等																				
有害産業廃棄物																					
	計 (B)	94	103	0	0	0	0	0	0	0	0	94	103	94	103	94	103	0	0	0	0